

広島県教育委員会規則第六号

広島県立高等学校学則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

広島県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(広島県立高等学校学則の一部改正)

第一条 広島県立高等学校学則(昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「及び保証人(保護者以外の成年の者で、原則として広島県の区域内に住所を有し、かつ、独立の生計を営むものに限る。)が連署する誓約書(入学を許可された者が成年の場合は、保護者の誓約書)並びに」を「の誓約書」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、入学を許可された者が第三十一条第一項に規定する生徒に該当する場合は、前項の誓約書に代えて、保護者及び保証人(保護者以外の成年の者で、原則として広島県の区域内に住所を有し、かつ、独立の生計を営むものに限る。)が連署する誓約書(入学を許可された者が成年の場合は、保護者の誓約書)を校長に提出しなければならない。

第十六条中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第三十一条第一項中「生徒」を「高等学校専攻科に在籍する生徒及び次の各号のいずれかに該当する生徒」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 高等学校を卒業した生徒
- 二 高等学校に在学した期間が通算して三年(定時制の課程は四年)を超える生徒(留學若しくは休學又は病氣療養による欠席その他のやむを得ない事由として教育長が別に定める事由により三年(定時制の課程は四年)を超える生徒を除く。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育長が別に定める生徒
- 第三十一条第三項中「口座振替の方法又は」を削る。
- 第三十五条第一項及び第三十六条中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

(広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部改正)

第二条 広島県立高等学校通信教育に関する規則(昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出しを「(受講料)」に改め、同条第一項中「生徒」を「次の各号のいずれかに該当する生徒」に改め、「入学の際選考料を」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 高等学校を卒業した生徒
- 二 高等学校に在学した期間が通算して四年を超える生徒(留學若しくは休學又は病氣

療養による欠席その他のやむを得ない事由として教育長が別に定める事由により四年を超える生徒を除く。）

三 前二号に掲げるもののほか、教育長が別に定める生徒

第三十五条第二項中「選考料及び」を削る。

第三十九条を第四十条とし、第三十八条を第三十九条とし、第三十七条を第三十八条とし、第三十六条の次に次の一条を加える。

(選考料)

第三十七条 生徒は、県立学校の授業料等に関する条例の定めるところにより、入学の際選考料を納付しなければならない。

2 選考料の納付については、第三十五条第二項の規定を準用する。

(広島県立中学校学則の一部改正)

第三条 広島県立中学校学則(平成十五年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、県立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年広島県条例第十八号)の施行の日から施行する。